

リハビリテーション専門職の確保や処遇改善を求める意見書について

リハビリテーション専門職の確保や処遇改善を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和7年10月21日

旭川市議会
議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

いしかわ まさき
笠 井 まなみ
あ べ な お
たけいし よういち
石 川 まさゆき
沼 崎 雅 之
えびな 安 信
高 橋 ひでとし
菅 原 範 明
佐 藤 さだお
松 田 卓 也
杉 山 允 孝

リハビリテーション専門職の確保や処遇改善を求める意見書

リハビリテーションの目的は、事故やけがによる身体機能不全の回復に加え、高齢や脳の病気による心身機能低下を改善させることである。

リハビリテーションには、理学療法や作業療法、言語聴覚療法があり、それぞれ理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「リハビリテーション専門職」という。）が行っているが、昨今では、高齢者はもとより認知症の方や障害者への支援、子どもの発達支援、メンタルヘルスケアなど多くの分野で必要とされており、クオリティー・オブ・ライフ（ＱＯＬ）の向上についても期待されている。

これまでリハビリテーション専門職は、病院や施設などで行われている医学的リハビリテーションの専門職として教育され、日々研さんし、国民の健康に資するよう努力を重ねてきた。一方、超高齢社会において、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・災害を含めた生活支援が一体的に提供される地域共生社会・地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題となった。また、市町村が実施主体である介護予防・日常生活支援総合事業に、地域リハビリテーション活動支援事業が位置付けられ、リハビリテーション専門職が、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へ関与して技術的助言を行うことにより、自立支援に資する取組を推進することが目的とされ、更なる活躍が期待されている。

しかし、リハビリテーション専門職の給与額は長年変化がなく、他職種と比較して伸び率が劣っている。低賃金構造は優秀な人材の流出や担い手不足を招き、リハビリテーションの質の低下にもつながりかねない。

国においては、令和６年度診療報酬改定において、リハビリテーション専門職の賃上げ措置を決定したところであるが、リハビリテーション専門職団体協議会が令和６年９月に実施したリハビリテーション専門職の処遇改善に関する実態調査において、医療施設では約３割、介護・福祉施設では約４割の施設で給与の引上げが行われていない実態が明らかとなった。リハビリテーション専門職の処遇改善は喫緊の課題であることから、今後は給与水準の底上げや継続的な昇給に向けた抜本的な対策が必要である。

よって、国においては、リハビリテーション専門職の給与引上げが確実に行われる措置と地域におけるリハビリテーション専門職の確保や処遇改善に向けた取組を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。